



げんそくか

令和8年4月から原則化

いりょうきかん

じゅしんじ

医療機関の受診時や

やっきよく

りょうじ

かなら

薬局の利用時は必ず

くすりてちょう

お薬手帳をもって行ってください

お薬手帳とは

- あなたが使っているすべての薬、副作用歴、アレルギー歴などを記録するための手帳です。
- スマートフォンで利用できるお薬手帳もあります。

お薬手帳のメリット

- 飲み合わせのチェックができる、副作用のリスクを減らす

医師・薬剤師などがお薬手帳をみて副作用や飲み合わせ、薬の量が適切かどうかチェックすることができます。

※お薬は飲む量や飲み合わせがわるいと、かえって体調が悪くなることがあります。よく使われるお薬でも、他のお薬との飲み合わせによっては、重大な健康被害を招くこともあります。

- お薬の飲み方などを正しく理解できる

ご自身でも、お薬手帳をみることで、お薬の飲み方などを正しく理解できます。お薬を飲んだ後に体調の変化があれば、記入しておき、医師・薬剤師などに相談しましょう。

お薬の飲み方やお薬手帳の使い方など
わからないことがあれば薬剤師さんに相談しましょう。

〇〇福祉事務所 連絡先:00-0000-0000



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活保護受給者の服薬状況の 確認をお願いします

令和8年4月から、生活保護受給者は原則受診時にお薬手帳を持参することになります

服薬状況・薬剤服用歴について、普段の問診に加え、以下を確認してください

・電子処方箋管理サービスの薬剤情報

又は

・お薬手帳(※電子版お薬手帳を含む)

電子処方箋管理サービスの薬剤情報・お薬手帳の確認

生活保護を受給されている方が来院・来局された際には、電子処方箋管理サービスの薬剤情報、又は、患者が持参するお薬手帳により、服薬状況等をご確認の上、処方・調剤をお願いします。

※ 生活保護法に基づく指定医療機関医療担当規程によりルール化されました。(令和8年4月～)

※ 電子処方箋システムを導入済の医療機関・薬局においては、受給者番号・公費負担者番号により処方情報・調剤情報の登録と重複投薬等チェックを行うようお願いします。

患者がお薬手帳等を持参しない場合

必要な処方・調剤を実施しつつ、次回の受診時にはお薬手帳を必ず持参するよう、指導をお願いします。

福祉事務所でもお薬手帳を持参するよう指導していますが、医療専門職である医師・薬剤師の皆さまからの説明・指導が効果的です。ご協力をお願いします。

※ 指導してもお薬手帳を持参しない場合、福祉事務所にご連絡をお願いします。
(医療要否意見書の「福祉事務所への連絡事項」欄への記載、架電など)

電子処方箋管理サービスの利用にはオンライン資格確認が必要です。
医療扶助オンライン資格確認を未導入の医療機関等は、導入のご検討をお願いします。

〇〇福祉事務所 連絡先:00-0000-0000